建築審査会審議概要

隣接している隣地建物の外壁を隠し、オープンスペース利用者に とって心地よい空間の演出を目的としている。

- ○公共地下駐輪場に連絡するエレベーターと階段について、使い分けはあるのか。
- ●計画敷地内に設置する公共地下駐輪場用のエレベーターは、自転車を持って乗るため、地上と公共地下駐輪場のみを連絡している。これに対し階段は、公共地下駐輪場、建物内部のテナント及びオープンスペースに接続している。公共地下駐輪場から直接テナントに入りたい場合は階段を利用するなど、利用者の目的によって使い分けされると想定している。
- ○公共地下駐輪場との接続部分について、慣れない利用者に対し、 動線を誘導するような措置は市が行うのか。
- ●地下鉄コンコース及び公共地下駐輪場は市が、前述のエレベーターは本計画の事業者がそれぞれ案内標識を設置する予定である。
- ○特に否定的な意見はなかったので、同意ということにしたい。

(2)議案第2号

拠点型総合設計制度により、容積率の限度を超えて共同住宅を新築 したい旨の許可申請(建築基準法第59条の2第1項)

【主な質疑】(○は委員の発言、●は説明員の発言)

- ○歩道状空地にはロードヒーティングを敷設するとの説明があったが、これに接する既存歩道の除雪はどのように予定されているか。
- ●市の歩道除雪路線となっている。歩道状空地部分でヒーティングを行うことにより、既存歩道との境目に雪の段差ができることが想定されるが、計画建物の管理者に、この点について配慮してもらうよう協議する。
- ○特に否定的な意見はなかったので、同意ということにしたい。

以上

連絡先

札幌市都市局建築指導部管理課(制度担当) 電話番号:011-211-2859